

第十三回 参議院労働委員会会議録第二十五号

(八八三)

昭和二十七年六月二十六日(木曜日)午
前十一時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中村 正雄君
理事 波多野林一君
村尾 重雄君

委員

石川 榮一君
上原 正吉君
九鬼紋十郎君
一松 政二君
小林 政夫君
早川 慎一君
菊川 孝夫君
堀木 鎌三君
国務大臣 吉武 恵市君
労働大臣 厚生大臣 賀来才二郎君
政府委員 労働省労働基準局長 亀井 光君
事務局側 常任委員 磯部 巖君
常任委員 会専門員 高戸義太郎君
常任委員 会専門員 高戸義太郎君

本日の会議に付した事件

○労働基準法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○労働関係調整法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(中村正雄君) 只今より会議
を開きます。

第十五部

労働委員会会議録第二十五号 昭和二十七年六月二十六日【参議院】

労働基準法の一部を改正する法律案
を議題といたしまして審議を続行いた
します。

第一読会の際に答弁を保留されて
おりました質問、並びに調査を要求い
たしました質問につきまして、基準局
長から答弁願いたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) 答弁の保留の
問題につきましては、貯蓄金管理につ
きまして、労働者の委託を受けて使用
者が管理する場合におきまして、その
係におきまして、労働者に返済するこ
とが不可能になる場合における保護措
置をどうするかという問題でございま
して、現行法令をいろうと検討をいた
して見ました結果、現在の法律の建前
から申しますと、貸金につきましては
は先取特権が認められるのであります
が、この預託金につきましては、何
らその保護の途がないわけではござい
ます。ただ破産法におきまして、今回改
正されました点におきまして、その預
託金におきまして労働者側から申請
をなされましますと、それが債権とし
て確保されるという途が講ぜられてお
ります。それと、それから会社更生法によ
りまして、更正手続が行われます場合
におきましては、その手続の開始され
る日前六ヶ月間の貸金並びに使用者の
預り金につきましても、同じく債権が
確保されて行くという途が開かれてお
るのでございます。これらの途におき
ましても、なお且つその貯蓄金の債権
の確保を図りますためには、やはり

これは使用者の財産に對しまして、一
般債権者と同様に抵当権の設定という
ふうな措置を考へさせなければ、最終
的なその債権の確保というところは困
難じやないかという結論になるのでござ
います。

○委員長(中村正雄君) そういふ点に
つきましてですね、例えば破産の場合
に破産債権のあるというところは、これ
は誰が考へても当然のことなんで、それ
は会社に対しまして一般の債権者の権
利よりもですね、当然会社に対する貸
借関係でなくして、金を預けていたわけ
ですから、一般の破産債権よりも優先
し得るという途を開くのが一応理論的
に当然じやないかと思ひます。この
ろが今の場合そういふ途が全然開かれ
ておられない。一般の破産債権と同じよ
うに扱われておるところに、企業の不
振になつた場合の労働者の保護という
ことが完璧を期するわけに行かないと
思ひます。又基準法でこういふ制
度を設けておいて、何らそれに対する保
障的な規定が基準法にもなければ、民
法その他の一般の司法にもないという
ことは、労働者の保護に欠ける点があ
るんじやないかと思ひます。それか
らもう一つ、この前の委員会でも御質
問しておきましたように、一般の銀行
であります。やはり銀行法なりその
他の関係で預金に對する管理、その
他は相当嚴重にやられておるわけなん
です。ところが銀行は金融業でありま
す関係上、預金を他に貸付その他をや
るわけでありましても、ところが

この場合は労働者の預金自体をやはり
経営者がそれを事業資金に使うわけな
んでですね、そうしますと、金融業以上
に監督をしなければならぬ。これは振
替に監督をしなければならぬ。金融業
とれないと思ひます。金庫業であれ
ばやはり貸出すときにはそれ相当な条
件もあろうし、責任もあるわけであ
れども、これは労働者の金を預つた使
用者が自分の事業に使うわけでありま
すから、やはり主観的にものを考へや
す。一般的に見ればそういふ事業は
危いといふことでも、本人ならばこれ
はやはりこういふふうにはしなければ
会社不振の場合は、更生できないと思
へば、労働者の金であつても一か八かの
事業に投資する可能性がある。こうい
う面に対する労働者なり或いはその他
の監督というものはどこに置いてお
るか、監督を厳にしなければ、こうい
う基準法という法律によつてそうい
う途が開かれておることが、労働者の保
護にならないので、却つて労働者の預
金を危くするといふ結果になるわけ
で、その管理監督についてはどうい
うふうにお考へになつておるか。

○政府委員(亀井光君) 今のお話御尤
もでございますが、ただ強制貯金で
はございませんので、組合のあります
場合は、その組合の過半数を代表する
もの、ない場合にはその労働者の過半
数を代表するものとの自由契約と申し
ます。又これを二十五年度の実績でみま
すと、二十五年度では送検の件数は九百
六十件、その中で接客、娯楽の事業と
しましては四十四件であります。その

して、その会社の経理の状況、或いは
将来の事業の見通し等からいたしまし
て、そこに危険の念がありますれば、
これは労働者として何ら拒否をし
て差支えないものでございしますし、
従ひまして、これはやはり一般の債権
の保護と申しますか、一般民法上の
債権の保護というものと、やはり本人
の自由意思に任せられております以
上同一のものじやないだらうかとい
ふに我々は考へておるわけであ
ります。

○委員長(中村正雄君) 次に、菊川君
の質問の保留になつておるいわゆる遊
興飲食店あたりの労働基準法の監督と
か、適用状況について答弁願ひます。

○政府委員(亀井光君) これは委員部
が、これにつきまして従来も監督を
実施いたしておる次第でありまして、こ
の資料にございしますように、昭和二
十五年におきましては、十四号関係の
事業、即ち接客、娯楽の事業でござ
います。この事業に對しては昭和二十
五年六百四十件、二十六年に五千三百
五十一件監督を実施いたしてございま
す。二十六年中におきまして、検査
へ送検いたしました事件の総数は六百
二件でございしますが、その中でこの接
客、娯楽の事業に關しましては四十一
件の送検をなしておるのでございま
す。又これを二十五年度の実績でみま
すと、二十五年度では送検の件数は九百
六十件、その中で接客、娯楽の事業と
しましては四十四件であります。その

比率は二十五年より二十六年のほうが監督の結果多く送検しておるような状況になつております。その送検の内容を見ますと、これは極く悪質なもの摘発の結果送検に至つておるのでございまして、中間搾取の排除の關係の違反、或いは前借金相殺の禁止の違反、或いは強制労働の違反というふうなものがその内容の主なるものを成しております。極く通例の細かい内容につきましては、お手許の資料に別表として詳しく掲げてございます。これを御覧頂きますればおわかりになると存じます。又全体の数字としましては、一番最後の表にそれ／＼掲げておる次第でございまして、この問題も我々として今後実施して参りたいというつもりでございます。

○菊川孝夫君 その資料を私も頂きまして、内容をよく見せてもらいました。併し表面に現れた事犯が割合に少いわけでありますけれども、實際問題としてはもつ／＼僕はある。ということとはなぜそういうことを申し上げるかという、端的に言つて私たちが地方へ出、旅行して見ました場合に、やはり労働委員という職責上からも勤務時間を個人的によく聞いてみるわけです、夕飯の際とか、朝飯を食べながら聞いて見ますと、どこへ行つても本当にこれでは基準法というものは事実上こういう業者には存在しておらないと言つても過言でないくらい状態であると言えらるゝのであります。これはむしろ一流の観光ホテルであるというふうな所ならこれは別といたしまして、相当その町でも優秀な旅館においてさえも、女中さんあたりの労働時間なん

というものは極めてひどいものだと言つて過言でないと思うのですが、これらについてもう少し労働時間を厳重に守らせるようなことが母体保護とか女性の保護という点から私は大事だと思つておりましたが、ところが因襲的なものに行つておまして、あそこ旅館に女中に行くことはむしろ光榮だというふうなところから、あそこで使われておればというところから親もそこへやる、やられたらこれが普通だということになつて働いておる者がたくさんあるわけでありまして、小さいことを申し上げるようですが、これは一松さんよく言われることでありますが、君ら労働者は、大きな労働組合なんというものは、実は労働特権階級なんと言つておるのだが、私は全然一松さんの意見をとかやかく言うのではないけれども、我々として特に労働委員会あたりがこの基準法の実施に當つて考えなければならぬのは中小企業であるとか、この実施が完全に行われておらない、にもかかわらず、最近においては資本家側のほうからは、この労働基準法が少し日本の今の経済事情から考えてちよつと高過ぎるから、もう少し下げるように、標準を下げるようにしたほうがいいんだというふうな意見も出て来ているのであります。にもかかわらず、實際には中小企業あたりにおいては極端な、言葉を変えて言いますと、共産党の諸君のような表現になるかも知れんけれども、奴隷労働というふうな、これはまあ極端な表現かも知れませんが、それとも、そういう嫌いがあるところもあると思うのであります。あの表に現れているものを、必ずしもこれだけが本

心することはできないと思うのです。この点について、これを一つ基準監督局としてはどういうところに主として主力を注ぐ必要があるかと思つておるのですが、それについては相当であり陣容の整備も必要だと思つておるのですが、こういうふうな点も一つあつたのほうでは今計画しておるか、又考慮されておるか、この点を最後に一つお聞きしたいと思つておる。

○政府委員(亀井光君) 基準法の施行も今年の九月で五年になります。今までは専ら大企業のもの、或いは中程度のものに重点を置きまして監督を施行して参つたのでございまして、従いまして、限られた人数におきまして、小規模の事業につきましての監督が十分手が廻りかねたというところは、これは率直に私は認められる、止むを得ないことと思つておるのですが、併し、本年度の監督の実施方針としましては、すでに我々各地方の局等に通牒をいたしておるわけにございまして、本年度におきましては、中小以下の事業の監督に重点を置きまして、これを實施するような方針をすでに確立しまして、地方に流しておるわけにございまして、逐次この問題もそういう面からいたしまして改善されて行くことと私確信をいたしております。又そういう方向に向いて、今後とも引き続き努力したいと考えておる次第であります。

○委員長(中村正雄君) 菊川君、ちよつと関連質問の要求がありますから……。

○菊川孝夫君 これだけ一つ関連して……占領軍がおりましたときには労働課というものがあつまして、あそここの權威をまあ労働官僚諸君も或る程度利

用すると言つては語弊があるかも知れませんが、割合に基準法違反あたりについては資本家連中も少しうさぎがつたことは事実であります。基準法についてこれを違反事件として摘発されることについては、相当神経過敏であつたことも事実であります。ところがあれがなくなつてしまつた。もう結局本當に自主的な労働省だけの力で以て労働基準監督署だけがこれをやつて行かなければならぬので、違反事件のひどのがあつた場合に、これは直ぐ地方の進駐軍あたりの事務所からも呼ばれてやられるものでありますから、資本家側ももう基準監督署に摘発されるとするさうぞと言つておつたけれども、日本の裁判所にかかるといふなら大したことではないといふので、非常に最近になつて来るとこれを輕視した嫌ひがあるものであります。従つて、労働省の權威といふものをこの際信用しない限りにおきましては、今までは虎の威を借る狐で以て相当やられたこともあつた、この点は基準監督局長も、私が言うのはちよつと極端であるかも知れませんが、まるきり否定はできません。これは實際問題として又日本の各方面でこれを利用し合つたことは事実でありますけれども、お互いに連中を利用してさうしてやつたことは、これはもう今から考え

てみると誠に滑稽な話であつて、これはもうどうしても自主的にやつて行かなければならぬと思つておる。ところが、こういう根本的な頭の入替えということは大事だと思つておる。ところが、この切替えについて基準監督局は毅然たる態度で臨む方針ができて、そ

うしてどういふ方針で今後これについてこういう頭の切替えを行おうとするか。これは極めて口を言うことは易いけれども困難だと思つておる。各地へ出て調査してみますと、やもするところ、まあどこでも起る事犯でありますけれども、基準監督署ではさういふ監督關係では起つておるかおらんか、今まで起つておつたその件数、どのくらい起つておるかという点を特に私お尋ねしたいのであります。これは各官庁とも公務員の汚職事件といふものが絶たない。遺憾ながら国会の各委員会におきまして質問したときには、大臣は善処を誓ひまして、相當善

処されることになつておるはずであります。が、次から次へと大きな事件が摘発されて、警視庁あたりの情報を聞いてみますと、まだ／＼幾らでもあるのだけれども、重点的に今年は一ツ省をやらう、次には某省をやらうといふくらいにして行かんことにはとても、どこへでも手をつけたらなか／＼とどまらないやうな、大変だといふやうなこともさういふ情報としてあります。が、我々耳にしておるのであります。が、基準監督關係におきまして、今日までさういふいわけの資本家が違反行為を行うことを默認したことによつて監督官が賄賂を受けた、さういふ不祥事件が今日まであつたかあつたか、あつたとするならばどのくらいあつたか。今後こういうことはさういふ起り得る危険があると思つておる。ところが、これが取締に対してどういふ処置を講じるつもりであるか、その点を一つお伺いしたいと思つておる。

○政府委員(亀井光君) 官吏の不正事

○国務大臣(吉武惠市君) この問題は、お二人がたの御質問は御尤もだと思ひます。それでGHQの指導があつたからよかつた、なくなつたからという点については私はさほど心配していません。それは決して占領下中GHQがやかましく言つたからやつて、いなくなつたからやかましくなくなるといふことは考へてはおきませんし、事実そういふ何もございせん。ただ問題は、大企業は労働組合も発達しておりますし、又同時に労働協約の内容が基準法できめられておりますようなもの以上のもので多い、それからまあその点はお二人がたも御心配になつていないようですが、問題は中小企業であります。そこでこの監督を緩くするというような考へは持ちませんが、往々にして監督が拘り定規に何もかも法律を盾にとつてやるということになりますと、一松さんのおつしやつたように中小企業はやつて行けない、そして従つて基準法のどこを改正してくれ、こを改正してくれという声が相當強くなる。それで私は常に基準法を作る時から言つておつたことでありますが、この労働法の中には基本的なものと、それからさほど基本的でないものがあるわけであります。基本的なものと言へば、つまり最低年齢の制限があるにかかわらず子供を使うとか、強制労働をするとか、或いは子供を深夜に使うとか、そういうような基本的なものというのは、これは大企業でありましようとも、小さい企業であらうとも、企業によつて斟酌すべきものでない。従つてこういうことは私は嚴重にやらなければならぬと思ふ。ところが労働法の中にはいろいろ細かい手続的なものであるとか、

或いは些細なものがあるわけでありま
す。労働者にその実質的に影響があろ
うとも言われんようなものがありま
す。それを一々やがましく中小企業に
言いますと、結局違反が多くなりま
す。違反が多くなると、おつぱらに
やつてしまふ、法を無視するというよ
うな態度になりまして、この点はつま
り社会の風習なり、或いは労働に対す
る観念のだん／＼高まるのを待ちませ
んと、これを一挙にやりますという
と、頭から今度は法を無視することに
なる。ですからそういうことは指導に
重きを置いて、そういうものはこうし
なければならぬものではないかという
ことで、だん／＼引張つて行くとい
うようなことが私は必要だと思ふ。併
した全部指導々々というところで行き
ますと、なかに違反しても挙げられや
しないのだというので、先ほど申し
ましたような労働法の基本的なものま
で、なによりおつぱらいいというこ
とになると困りますから、私はそういう
ような基本的なものは厳重にやる、そ
うでないものは指導によつてだん／＼
引張つて行くというふうな行き方をと
つて行きたい。そしてこの基準法の法
律で制定されたものはできるだけ維持
して行こうと思つております。これは
社会がだん／＼進化して行けば必ずそ
れが完全になつて来ることは、これは
私時間の問題だと思ふ。現在は一松さ
んのおつしやるように、正直に言つて
小さい企業に対して法律を全部拘子定
規にやるといつたら恐らく悲鳴を上げ
るでしよう、上げるからいつて、それじ
や中小企業の全部守れるような法律に今
ここで直すというとは、私は国民の文
化水準というものを下げるといふこと

になりますから、この法律はどこまで
も維持する。そうして無理なところは
だん／＼と指導で引張つて行くといふ
ふうな私はつもりで指導しております。
○委員長(中村正雄君) 今の労働大臣
の御答弁はちよつと両者の質問よ
り外れておると思ふ。菊川君の御
質問、一松君の御質問は手続等の
問題でなくして、勤務時間その他
の純然たる労働条件について、菊
川君のほうは中小企業こそこれを
十分監督しなければいかん。一松君
のほうはそういう労働条件をそのま
ま適用されては困るから、これはやは
り適当にやらなければいけない、こう
いう正反對の御質問なので、従つてこ
ういう労働条件について労働者はやは
り中小企業の実態に即して適当な監督に
よつて指導的にやられるのか、菊川君
の言うように中小企業こそ必要なので
あるから厳格に監督しなければなら
ないとおつしやるのか、この点の御答
弁を要求しておると思ふ。

○国務大臣(吉武憲市君) 私は一々の
具体的な事例については申し上げなかつ
たのですが、私の申し上げました基本
的な観念から推して行けば御了解に
なると思ひます。労働時間の具体
的な例はとりませんでしたが、労働時
間にいたしても、深夜に互つて仕事を
するといふことは基本的な問題になり
ますので、これは私は放つておけな
い、併しながらちよつと三十分とか一時
間延長した違反があつたから、これも
拘子定規に一々やるといふことになりま
す、先ほど言つたやうなことが起るの
であります。併しそんなものをいつま
でも放つておくわけに行きませんし、
今ここで中小企業について僅か二人か

三人しか雇つていないのに、どうも三
十分違反したからといつてすぐ挙げて
それを起訴するといふやうなやり方を
とりましますと、国民のほうで違法しな
くなる。でありますから、先ほど申し
ました点は、私、具体的には申し上げま
せんでしたが、基本的な観念について
一つ御了承願ひます。

○委員長(中村正雄君) 菊川君御了承
願ひましたか。

○菊川孝夫君 私は一松さんのような
政治家がおられるからこそ危険なんだ。
で基準監督署はそういうまあ嚴重に成
るべく一つ守つて行こうとして努力し
ておつても、こういう大政の幹部が
行つて、何だ、円満なる常識という美
名の下に基準法違反を黙認せよといふ
ことなんだ、率直に言つて。表面は円
満なる常識を働かせるということだけ
れども、基準法違反事件を見て見ん振
りをせよといふ、まあ率直に言葉を換
えて言へば私はそうだと思う。こうい
う政治家がたたくさんおつて、而も一松
さんの属しておられる党は大体演説な
んかのときにも大分そういう御意見が
多いように思ひます。この人たちが二
百名三百名おつて、いずれも地方の有
力者なんです。それが行つて基準監督
署に對していろ／＼圧力をかけるとい
ふことになる、私は大問題だと思ふ
のです、實際問題として。僕らのよう
に言うのは少いのです、今のところ
は。一応敢然たる態度で臨むというこ
とが少いといふことになりまして、労働
組合もおりますから、その極端なこと
はないはずである。少し脱線の嫌いが
ございしますが、端的に言つて私はこう
考へるが、だん／＼常識化して来るに
従つて極めて私は危険だと思ひます。

で、嚴重にやるという方針で行つても
いい加減なものでありますから、まし
てや一つ円満なる常識の美名の下に基
準法違反を黙認せよといふことが一つ
の政治勢力としてこの監督官に圧力が
加わるといふことになる、私は極め
て危険な状態にだん／＼なつて来るの
じやないかといふことを恐れるわけ
であります、これに對してそういう政
治勢力には一切左右されないうに基
準監督署で善処を願わなければなら
ん、如何なる政治勢力にも左右され
ないに、これが一つであります。そ
のためには或る程度身分保障といふ
ことを考へられなければならぬと思
ふのであります、ところがこれは公
務員の一般の身分保障としてはこれ
は公務員法によつて保障されてお
ります。これはもう申上げるまでもな
い、そのほか基準監督官が特にこうい
う危険な状態、圧力の加わる危険があ
るといふやうな嫌ひもあるのですが、
そのほかにも身分保障を何か考へてお
るか、又現行法にあるかどうか、この点
を基準監督局長にお伺ひしたい。

それから第二に、或いは行政機構の
改革の名の下に基準行政のほうの機構
並びに人員の縮小といふことが頻りに
問題になつて、機構改革を担当せられ
る国務大臣のほうでは先ず一番先に目
をつけられておるやうであります、
この前の国会に提案されました定員法
の改正の際にも、基準行政の人員縮小
が先ず一つ大きく狙われておつたわけ
であります、現在の人員でもなかなか
か各職場を守つて、基準法違反がされ
ておらないかどうかといふことを監督
したり、且つは又いろ／＼の提訴があ
つた場合に實際にどうなつておるか

いふことを調査するといふことには非
常に忙しいといふことを言われて、な
かなか手がつけられない面が多いとい
ふやうな状態だと言つておるのであり
ますが、今の各基準監督署における業
務の状態でございしますが、實際に今
の人員で今の機構で以て相当まあ満足
すべき程度まで監督行政が行届いてお
るかどうか、今の機構と人員が十分であ
るかどうかが、これを一つお尋ねし
たい、更に十分でないといふれば、能率を
挙げるようにやつて参らなければなら
んとおつしやるでしようが、今後の機
構改革等においても、せめて今の線だ
けは最低線として守らなければなら
んと思つて、これは基準監督局長が十分
一つ肚を据えて守る決意を持つてお
るかどうかが、今の現在の状態で、そ
ういふ機構改革という名の下に大分圧力
が加えられる状態にあるわけでありま
す、あなたのはうはどうかかわりま
せんが、少くとも今の状態が皆を訓練
してやつて行くといふればやれるとい
ふことをあなたが考へておるかどう
か、更に今後これだけはせめて最低線とし
て毅然たる態度で守ることができ
るか、この二つについてお伺ひした
いと思ひます。

○政府委員(亀井光君) 監督官の身分
につきましては、基準法におきまして
保障しております。監督官を罷免しま
すのは分限審議会の議を経まして罷免
しなければならぬといふ身分保障が
ございます。それから現在の定員、機構
で十分かどうか、或いは将来これに對
していろ／＼縮小等の場合に十分頭張
れるだけの自信があるかどうかといふ
御質問と思ひますが、現在御承知のよ
うに局が四十六と署が二百三十六あり

まして、約定員が八千名でござい
ます。行政はやはり人の数の問題ではな
くして質の問題ではないかと思つてはな
い。従ひまして、昨年の行政整
理におきまして、多少の人員が減つた
わけでございますが、それに代りまし
る質の向上を図ります措置として、
先ほど申し上げましたように、先ず監
督署長の再訓練を今いたしておるわけ
でございます。これが大体本年の十二
月で完了いたします。そういったし
ると、一応の監督署におきます行政
運営の態勢というものが私は実質的に
向上して参るのじやないかという気は
いたしております。更に又この再訓練
は引続きまして個々の監督官に及ぼし
て参りまして、専ら質の向上によりま
して、一人で監督いたします能率を
挙げることにやつて行政運営の能率を
挙げて行きたいというふうに考えてお
る次第であります。

それから機構の問題につきまして
は、いろいろ行政機構の改革の際にも御
議論がございましたが、結局は國際的
な基準法の性格からいたしまして、又
国内的にもその重要性を認識せられま
して、一指もこれに改正を加えられな
かつたのでございまして、又今後も
私としては、そういう疑義が起ら
ないとは存じますが、若しそういう疑
義が起りました場合には、十分納得し
て頂ますよう努力をいたしたいと思
います。

○二松政二君 もう一点だけ……、余
り菊川さんと議論はしたくないので
す。だけれども、一応言つておかなけ
ればならぬと思つては、人に雇われ
た労働者が或る基準を以てそれ以上働
いてはいけない、それで国民生活が十

分にやつて行ければ私は何も異存はな
いのです。この点は菊川さんと一つも
意見は変らぬと思つて。ただ問題は
そういうことで日本国全体の生活水準
が上つて、そうして果して企業が成立
ち、国民生活が向上して行くか行かん
かというところに恐らく問題の分れ目
があるのだと思つて。で、人を
雇わない独立の人なら深夜に幾ら働い
ても、どんな貧乏な暮らしをしても、石
に噛りついてでも食つて行つておる人
がたくさん日本におるのです。人に雇わ
れれば非常に楽な生活ができるという
ことなら皆人に雇われたくなると思
う。こんな気楽なものはないのです。

そういうことで日本国家が背負つて行
かれるであろうかどうか、労働基準法
の問題につきましても、国民生活の標
準より私は出づることは、仮に出てお
つても又抑えられるか、その法律を改
めるとか、或いは何かの方法で必ずそ
こに来ると思つて。でありますから法律
を厳重に施行しようというこに對し
ては表面向きは議論の余地はないので
す。併しながら翻つて物をお互いの個
人生活から考えても私はわかるので
す。必ず法律の通り我々は行動してお
るかどうかという、これはクリスト
が、人の女房に石を投げるとか何とか
いう論のごとく、私はみずから顧みて
忸怩たるものがあると思つて。であるか
らひとり労働基準法のみが日本全体、
或いは国民道徳をかけた離れて、そうし
て私は励行はできないと思つて。これを
励行しようと思ふは必ず今度はそれに
對してさつき大臣も言われたように、
正面から反抗が起つて来る。労働基準
法をもつと国民の實際生活に適應する
程度に直せという声も随分あるけれど

も、これは又國際間のいろいろな事情
にもよつてどうもできないこともある
し、貿易の面も考えなければならぬと
いうことで一応は了承しておると思
つて。これ以上私は菊川さんに關連
して議論をしようと思いません。私は
菊川さんと議論は同じだと思つて。私は
ただ雇われた人間だけが天国に住ん
で、そうして独立した人間はみじめな
生活しかできないような結果が起らん
ように、そういう風潮の起らんように
して、一応特に基準監督局長の参考
に意見を申上げる次第であります。

○小林政夫君 私は……
○委員長(中村正雄君) ちよつと……
今の問題になつておることについてお
願ひしたいと思つて。新たなのであ
れば今のを踏まえてから次に移りたい
と思つて。

○菊川幸夫君 もう一遍だけ……。私
も議論したくないけれどもそれはそ
ういうつもりで今の一松委員の御意見
を御無理御尤もとして聞いて、基準監
督局長はひつ込んでもらつては困るの
であります。やはりそうなつて来る
と、政治の問題にまで発展して来るの
だらうと思つて。そういうことにな
つて来ると、国の政治、立派な政府が
あつて物資も相当統制しておつた時代
においても待合や料理屋は槍作りで赤
坂、新橋あたり建つ、一般のまじめ
に働いておる人は未だに防空壕に住ん
でいるというふうな状態では、本當に
政治あり、政府があるのかと言わざる
を得ない。そういうところまで発展し
て来るのではちよつと理論の飛躍では
ないかと思つて。要は使われてお
る人と自由業者との間には自分の意思

によつてやるということ、強制され
ること、これは使われた以上はどうし
ても強制されるのだ、従つていわゆる
賃金或いは雇用関係等において強制さ
れて、鞭で打たれて働くということに
なつてはいかん。そういうことでは人
間の上に人間を作るといふことになつ
て、民主主義社会において許すべから
ざるものが自然のうちに公然と生まれ
て来るから、それは取締らなければな
らん、こういうことが原理だと思つて。
そこに大きな食い違ひがあつて、例え
ば学生が入学試験或いは學期試験の
きにおいて徹夜で勉強するの、いか
ん、勉強時間は八時間と定めて、その
時間以上は勉強しちやいかん、運動し
なければいかんといふことを言ひ出し
たり、或いは政治家が演説をやるのも
八時間労働でやる、それ以上演説をや
つたら労働時間超過だといふようなこ
とを言ひ出したのは議論の飛躍にな
つてしまひまして、議論の余地はない
と思つて。それで、ただ自由意思によつ
てやることと、それから人から強制さ
れて、いわゆるそういう無理な労働を
強いられるおるといふところに大きな
違ひがあるだらうと思つて。自由に
やることは自分の健康その他を考えて
やるようにすればいいし、それで生活
できないという場合には生活保護法等
の手続き、或いは社会保険等ではあり
政治の裏付けで行くべきである、それ
が政治じやないかと思つて。ありま
す。そういう点を腹き違へないよう
に、大政の幹部たちがそういうよう
な常識論をお吐きになつた場合に、一
松君の点があるだらうと思つて。一
松、私はやはりそういうのに余りに拘
束されんように、勿論貴重な御意見と

して十分聞かなければならぬことは事
実でありまして、欠陥のある点は直さ
なければならぬでしょう。併しながら
それに余りにとられ過ぎまして、こ
の基準法を完全に実施されておるかど
うかといふことを今後監督して行く立
場にあられる基準監督局において手を加
えられて、それに押されるというふうな
ことになつたら私は重大な問題だと思
つて。であります。なぜそういうことを
よく申上げるかといふと、今度の改正
の際に、例の十六歳の坑内労働とい
ふやつがあるわけ。これは成るほど
技術養成といふことだけで本當の……
私はこの間出張のみぎりに特にこれ
が問題になつておりましたので、労働
委員の有志がさそひ合つてそうして或
る炭鉱を視察して参りました。そういう
相當歴史も古い、それから大企業の炭
鉱におきましては、實際問題として本
當に働かしを振る坑夫を養成するため
にやるのじやなくて、そこへ行つてこ
の地質は手を付けてもいいかどうか、
危険状態でないかどうか、或いはガス
の虞れがあるかどうかといふようなこ
とを検査するのになか／＼熱練が要
る。従つて若いときからそこへ入れて
訓練しておいて、こういう連中はそ
んな長いことそこで働かせる、筋肉勞
働をやるために養成するのじやなし
に、技術者として養成するためにや
りたいのだ、決してあなたがたの心
配するようないことはございませぬし、
いつ検査されても、仮にこの改正案が
通つても完全に改正案の趣旨に副つた
運用をやりません。いつでもおおいで下
さいと言つておる。こういう所を僕は
心配するのではなしに、そうではなし
に、お隣りに又小さい山があつて、婦

人を使つちやいかんという所でも公然と婦人がもつてを担いで腰をかかめてしまつてえびのようになつて坑内に入つて、毎日々々どん／＼やつておる。こういう所は見えて見ぬ振りをしておるが、一方優秀な山に入るとさうであります。これなら我々も大体納得できなくもないようなところもあるのではありません。従つてここに大きな違いがあるのではないかと思つてあります。今回の改正案によつて質問が離れたようでありまして、決して離れておるのじやないものでありまして、そういう点を十分こういうところの運用をしつかり考えよというのだつたら一松さんの御意見もわかるのであります。一松さんはさうではなしに、小さい所はそれでも満足してやつておるから見て見ぬ振りをしようという大問題なる状態といふことになつたら大問題だ、こういうことを申上げておるのでありますから、この点はき違へないように、監督局長においてもこれは又十六歳の問題のときに論じることがあると思ひますから、この場合は一応これについてこの前の保留になつておつた点についての関連質問を打ち切ります、次のかたに譲ります。

○委員長(中村正雄君) 只今問題になりましたことにつきましての関連質問があれば発言を許したいと思ひます。○村尾重雄君 ちよつと問題は外れるかも知れませんが、中央労働基準審議会で政府の諮問に依つて答申されたときに、附屬して出された家内労働の問題で、やはりこの問題と関連があると思ふのですが、経営者のほうは零細企業を援助するためにこの家内労働に法規を制定せよという意見であつた

ように……、労働者側の立場から言うところは今議論になつておる中小企業、特に零細企業の基準法を守らすために家内労働に対して法を制定せよという意見であつたと思ふのです。これは基準局長でもよろしうございませう、それから労働大臣でも結構ですが、政府としてこの家内労働をどう考へておるか、簡単な意見でいいですから伺いたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) お話の通り中央労働基準審議会として建議として現われておるわけでございませうが、然らばこの家内労働といふものは如何なる範囲のものであるか、又どういふ実態のものであるかといふことにつきましては、まだ十分の調査が行届いていないわけでありまして、我々としましてはこの答申、建議を受けまして、目下その調査をいたしておるわけでございまして、その範囲なり、その業務の内容なり、或いは労働の条件なり、いろいろな面の調査が完了いたしましたからこの問題を取上げてみたい、かように考へておる次第であります。

○一松政二君 私は今菊川さんの議論の中に雇はれておる人の意思を無視してという言葉がありました。人に雇はれておるときには時間を長くやつたり何か仕事を特に頼むという、いやなんだけれども、押付けられておるから強制労働だといふような議論でしたが、全体として私はさういふことは一般論としては成立つけれども、個々の企業におきましては、非常に事情が違ふと思ふ。殊に給料が、一家非常に人数が多くて、自分の定時間の収入だけでは支えられない、帰つて又夜なべをしなければならぬ。さうして又別の夜

なべの仕事を考えて暮しておる人々が相当あると思ふのです。さういふ人は時間を延長してもつと居残りたいと思つても、こいつはこの基準法で許されないのだ。従つて人に雇はれておる人といへどもです、その人が承諾の上でさういふことができればいいけれども、さうではない結果、さういふ基準法で許されていないのであるから、さういふ人に対しては長く働いて収入を増したいという希望者はあつても、それは今の基準法が禁じておるのであるから、殊に中小企業においては……であるからこれが全部強制労働だといふふうなことを考へられると、そこに労働者自身の幸福のために私は多少そこに食い違ひの起ることを一応注意を喚起しておきたいと思ひます。雇はれておる人は必ず雇つておる人の強制によつて働かされておるのだという観念は、私はさういふはかなり修正して考へてもらいたいと思ひます。

○小林政夫君 それに関連するのですが、基準法の職員の身分等の問題につきても話がございまして、この地方の労政事務所長、或いは基準監督署長等が労使の紛争に調停斡旋等のために乗り出す場合があるのです。さういふことが労働省として許されておる、官吏として、さういふ職務を持つた官吏としてどの程度のことか許されておるか、どういふ場合に許されるか、それを説明願ひたい。

○政府委員(亀井光君) 監督署長には何らそれらの紛争に介在いたしまして処理をするという権限は全然ございませぬ、過去におきましてさういふ行為は我々として禁じております。

○小林政夫君 絶対に禁止しておりますか。

○政府委員(亀井光君) はあ。

○小林政夫君 それでは労政事務所長は……。

○政府委員(亀井光君) 労政事務所長はさういふ場合にやらなければならぬという規定もございませぬし、又やういふ規定に規定してございませぬ。なおやつてはならないという規定もないうわけでございませう。御承知のように労調法の立場は労使双方が自主的に物事を解決付けて行くというのが基本の立場であります。併しながらどうして労使双方だけでは話合いがつかないときには第三者が入つてやるといふふうな建前をとつておるのであります。従ひまして、そのときの第三者のやり方には斡旋と調停と仲裁とがあるわけでありまして、その斡旋といふふうな段階におきまして、労使双方が、例えば労政事務所長は平素からその事情に明るいとこがあるのをお願いしようといふことになりまして、その労政事務所長がやることが労調法におきまして、誰がやつてもいいといふことになつておりますので、労政事務所長がやるといふことは差支えない、かような立場をとつておるのであります。更に又労働委員会の中におきまして斡旋の制度を設けております。この斡旋委員に地方の労政事務所長を指名しておる労働委員会が相当であるのであります。東京都のごときもさういふ取扱ひをいたしております。そのときには労使双方から誰か斡旋委員を推薦と申しますか、お世話願ひたいといふふうな意向がありましたら、或いは労働委員会自体がこれは労働委員会がみ

ずからやるよりも斡旋がよろしいといふふうな場合に、その地方におきまして労政事務所長であつて、斡旋委員に指名されております者に斡旋をするようにというふうな意向がありましたとき、労働委員会指導の下に斡旋をや、かような事実はあるわけでございませう。大体におきまして無理に労政事務所長という立場で入りまして、或いは労政事務所長なるが故に……これは労政事務所長は御承知のように何の権限も持っていないのであります。割込んで参りまして、何となくさういふ事件に干渉がましいいような態度に出ることにつきましては、さういふ態度はとるべきではないという注意をいたしておりますが、現在までのところはまあおねね労政事務所長の斡旋は、その土地の事情にも通じておりますので、有効な結果をみたものが多いうに聞いておる次第であります。

○小林政夫君 私は労働者側の一方的な意見を受けまして、労政事務所長が紛争に介在をして、労使円満に話せば解決がつくにもかかわらず、労政事務所長が如何にも労政事務所長という肩書を持つて使用者側等々とあたかも労働組合の弁護士のとき立場、態度をとつて交渉に当たられた具体的な事例を知つております。どいてくれといふことを言いたいだけども、使用者のほうでも労政所長という職務に慣つて遠慮しておるというケースがある。併しこれは私の知つておるのは労働者側の弁護士のいふふうな態度をとつておる。併し場合によつては使用者側から一方的に頼まれて、労働組合を圧迫するといふことがあり得るのじやないか。さうすると一方的に依頼を受けた

はあ。

場合に、労政事務所長が争議の中に介在するといふことは甚だ面白くないと私は思うのです。その点についての見解を伺いたい。

○政府委員(賀来才次郎君) 先ほど労働省といふは、その基本的な考え方、或いは労働法のひとつとしてあります。基本的な立場といふものは、労使双方が自主的に納得付でお互いに話し合いを付けることが基本的な行方であると、かように考えておると申上げたのであります。従いまして、労政事務所長はこれは先ほど申しましたように、何ら権限は持つていないのでありますから、これが出た場合に、使用者側が公務員なるが故にといふような、何か古い考えでも持つておるならば別であります。が、労政事務所長が申されたから、何となく断わりにくいという気持を持つておられる人があるかも知れませんけれども、我々といふは、さういふ基本方針を持つておるわけでありまして、従いまして、恐らくその場合に於ける労政事務所長は軽い気持ちで断絶といふふうな意味で話をしたのかも知れませんが、若し御指摘のような態度に出るというふうなことがありますことは我々といふは、注意をいたして、適切でないと考えておるわけでありまして、なお機会がありましたらならば、我々の方針が徹底してないという状況でありますならば、注意をいたしたいと、かように考えております。

○委員(中村正雄君) 速記をとめて下さい。

○委員(中村正雄君) 速記を始めて下さい。

午後一時三十分再開することといたしまして、それでは暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後二時十九分開会

○委員(中村正雄君) 午前引続き只今より再開いたします。

○村尾重雄君 私は先日の基準法についての質問に引続いてもう少し問題を明確にしたいと思つたので、七十条の年少者の入坑問題に関連して数点お伺いしたいのであります。先ず最初にお尋ねしたいのですが、ここには鉱山監督局のかたは見えていないわけですか。

○委員(中村正雄君) 見えております。

○村尾重雄君 そこで坑内の問題ですが、最近の六月中に新聞紙を通じて報告されたばかりにおきましても、かなり大きな坑内災害というものが四回に亘つて報告されております。六月の十日には、長野県の米子鉱業が落盤によつて重傷者が一名死者が二名、その上生存者が、奇蹟的な精神力というのか、非常に落着きにおいて生存せられたというふうな事件が起つております。又統一して六月の十八日には、これは出水だといふことであるが、これは水のため坑内においてやはり十名の死傷者を出したという岩手県の松尾鉱業所の事件が報告されております。又統一して六

月の二十日に福岡県の田川における江田鉱山においてやはり坑内におけるダイナマイトが漏電によつて発火し、これが爆発によつて十一名の犠牲者が出たといふことが報告されておるのであります。なお又統一して六月の二十二日に佐賀県のこれは明治炭鉱なんでありまして、炭車の故障から逆行してこれ又二名即死、五名の重傷者といふものを出しておるといふ事件が報告されておるのであります。このように新聞紙を通じて表面的に報告された炭鉱の災害においても非常に大きな被害が報告されておるのであります。私はこの調子に世間に報ぜられない、新聞紙なりラジオによつて報ぜられない坑内の災害といふものは、もつと随所にあるのではないかと思つたのであります。この点で、こういふ坑内におけるところの災害については、労働省としては関係外のことではあります。が、こういふ災害については何か監督関係から最近の災害の統計と言いますか、率についてお知らせ願いたい、こう思ふのです。

○政府委員(亀井光君) 鉱山保安の問題は、御承知のように通産省の所管でございまして、私のほうに統計も実はないわけでございますが、絶えず連絡しながらその動きは一応見ておる次第でございます。直接の監督権がございませぬ関係上、止むを得ない次第であります。

○村尾重雄君 ただこうした新聞紙に報ぜられた以外に、例えはもとと、これは大体大きい鉱業所は明治くらゐのもので、他は中小企業と言つても相当上位のほうの中小企業の鉱山だと思ふのでありますが、これ以外の例

えは細かい炭鉱業者というものは全国に恐らく幾ら数があるか知りませんが、その坑内での起る災害といふものはもつと随分多い、災害が恐らく毎日どこか、時間的に一時間一件とか二件とか、その点はどう思つておられますか、災害については……。

○政府委員(亀井光君) 炭鉱の災害につきましましては、私のほうで災害補償をいたします責任上、補償の面に現われております数字は明確につかんでおるわけでございます。これは昨年来炭鉱は非常に安全の設備、或いは安全の運動に努力いたしまして、昨年一年間に相当の災害の減少を来しております。その結果本年度の労災保険の保険料率も引下げられたような状況でございます。最近統計しました大きな事故が起りましたので特に非常に目立つてはおりますが、一年間を通じてこれを眺めますと、むしろ一昨年あたりから比べますと減少の傾向にあると思つております。

○村尾重雄君 これはこうした直接災害による被害だけではなく、坑内にこうした直接災害によらないやほり人体に及ぼす弊害といふものは、これはもう甚大なことはお認めになつておると思ふのです。まして炭鉱だけではなくして、全鉱山等における手に入る被害といふものは、例えは肺病等を通じて職業病の最悪なる現象を出しておる、職業病といふものが鉱山関係において非常に多いといふことはこれは事実だと思ふのです。そこでこの七十条の、たとえこれが技能養成を名目としても、やはり十八歳未満十六歳以上の年少者を坑内まで下げることを認め

る、拡大したといふことはこれは非常に重要な問題はと思ふます。そこで私はこの問題で少し結論を得たいことがあるのです。それはこういふことなんです。例えは今度は重要なこととして認可制を届出制に変えられたといふことです。もとより衛生上その他危険有害な業務に使用する場合においては、やはり認可を受けなければならぬという建前にはなつておりますが、法の認可制が原則的に届出でいい、今までの認可制が非常に重要なことだと思つて、この点でまあ事務の簡素化のために由来の認可制を届出制に軽く変えたといふと仰せられておるが、原則的に届出制に変えられたといふことは、何といつても技能養成にとらわれ過ぎて、年少者を坑内へ下げるというこの狙いを実現するための経営者の何となくの、すか、個人的な利害から割出した年少者の坑内作業といふものに便宜を図られたといふ嫌いが十分あると思ふのです。が、こういふふうな点をやはり十分考慮せられてこの法の改正に当られたかどうか。この点について詳しくお話を伺いたいと思ふます。

○政府委員(亀井光君) 先ず従来の技能養成の認可制を届出制に改めたことに対しては、その趣意をもう少し御説明申し上げたいと思ふます。これは一つには手続の簡素化といふ問題から取上げられたといふまでもございせんが、もう一つの大きな原因としましては、技能養成といふものは徒弟排除という目的からスタートはいたしておるが、現在のところにおいてはそれ以上の積極的な意義を持つて参つておるわ

けでありまして、即ち中堅の技能工を養成いたしまして、日本における技術水準を向上して行こう、こういう大きな目的にだん／＼と変つて参つて来ておる次第であります。こうなりまると、このことは日本の自立経済の達成の上から申しまして、できるだけ急速にその向上を図らなければならぬところでございまして、そういう手続きの面において円滑を欠いておるところがあるとすれば、これは或る程度直していいのじやないかというのが趣旨でございます。併しそれかと言つてこれを野放図にすべての認可制を届出にいたしますことは、その技能養成を受けます職種によりましては危険有害なものがございます、そのことが年少労働者に肉体的にも或いは精神的にも悪い影響を与えるというふうなこともございまして、今回の法律の改正におきまして、そういう趣旨から衛生上有害なもの或いは危険なものにつきましては、引続き認可制をとりまして、その内容を審査いたしまして、これを認可するかどうかを認めて参るといふことになるわけでありまして、そこで技能養成審議会におきまして、然らばどういふ職種をこの認可を受ける職種として規定すべきかという問題を昨日まで実は検討して参りました、昨日その結論が出たのでございまして、現在百二十職種に互りまして技能養成を認めておきますのでございしますが、その中で安全衛生規則において、危険又は衛生上有害な業務として指定されております業務を除きまして、いわゆる技能者養成におきまして、防護基準と申しておりますが、防護基準の必要でない職種、これは十

七職種目でございます。これは基準法上危険でもなければ、衛生上にも有害でない職種でございますが、こういう職種だけに限定をして、届出制を認めて行こうというふうな決定を実は昨日技能者養成審議会でなされたわけでございます。従いまして、只今御心配の点は一昨昨日の技能者養成審議会の決定におきまして、なくなるものと我々は信じております。

○村尾重雄君 この中でもう一応この問題で伺いたいのは、例えば有害な又衛生上危険、有害なことに付いては但書の条項については当然そうあるべきであらう、当然のことを謳つたに過ぎないと思うのですがこの法律上届け出なければならぬという、原則上届出制に変えられたというのを、認可制を共に置いておかれると謳つて置いた場合とどう違ふのでしょうか。認可制をこへ残して置いたほうがよくはないでしょうか。届け出なければならぬというものは、届け出又は認可という条項をダブつて残して置いたほうが。

○政府委員(亀井光君) これはこの法律改正法の中でも同じように認可の場合と届け出の場合と二つあるわけでありまして、然らば、その範囲をどうするかというところにつきましては、命令でこれを定めることになつております。従いまして、只今申上げましたように、昨日の技能者養成審議会が坑内労働とその他安全衛生規則におきまして危険有害と指定されておりますものは、すべてこれは従来通り認可制で行くという方針にきまつたわけでございます。それで危険有害でない業務につきましては、現在の基準法でも年少労働者につきまして使用することができ

のであります。特別の条件で。従いまして技能養成においても当然使用をしていいじやないかという結論になるわけでありまして。

○村尾重雄君 私は坑内の問題に少しこだわつておるような前提があるのですが、これを受けた七十三条の問題になつて参りますが、七十三条において、使用者に対し同条の規定による技能者の養成を三箇月以内の期間に限つて中止すべきことを命じ、又第七十一条第一項但書の認可を取り消すことができる」という今度の改正案ですが、例えば災害率の非常に高い中小炭鉱内において、技能者養成を一つの飯の名目として、年少労働者を多量に坑内に下げて仕事に就かすということは危険が伴ふ得ると思ふ。そこで一応技能者養成審議会ですか、これで二つの枠をきめて、こういう条件の下において技能者養成を認めるといふ一つの命令が出るとすれば、その命令に従つたというところで、坑内に技能者養成を名目として、その命令外のものでも、命令に則してない坑内に年少労働者を相当就労さすという場合があり得ると思ふ。その場合、これをどうして発見するかということ、どうしてこれを取締るかということですが、これは例えば従来如何なる災害が起つても、鉱山監督局の監督下に行われて、たゞこの基準法によつてのみ労働基準局の手において監督され、これが処理されるというのか。先ほど中小企業の問題で、定員の関係から監督署の数の問題で十分手が廻るかどうかという話があつたときに、局長はこれは質の問題が第一であるというお話があつた。そのお考え方はわかるのですが、今日坑内

作業を技能者養成で認めた場合に、今まで一つの枠で認可制である場合においては別個で受けけれども、而も坑内に下げるのですから、その坑内におけるその命令が遵奉されておるかどうか、その施設は行届いておるかどうか、ということのこれが監督というところは、これは相当今後問題になり得ると思ふ。それに対処してやはり基準監督署の例えは今後の定員とか、なお予算ということについて十分の考慮が払われておるかどうか、こういう点について御意見を承わりたい。

○政府委員(亀井光君) 坑内の監督の問題でございまして、現在の鉱山保安法によりまして、一般的監督は勿論通産省の所管でございしますが、この技能者養成につきまして、この法律が成立いたしましたならば、その部面につきましては、当然労働省が監督権を持つわけでございます。従いまして、先ほど申上げましたように、坑内において技能養成をすることは認可制になるわけでございますから、その認可の際におきまして、十分そこに縛りをつけまして、危険のない、或いは有害でないもののみを認可をして参る行政方針になります。従いまして、それを以てなお且つそういう条件に合致した方が認可をいたしますなら、認可に對します当然我々の責任がございしますから、その認可に従つて技能養成が行われておるかどうかということにつきましては、十分監督の措置を講じて行きたいと思ひます。ただこの問題につきましては、人員を増加するかどうかというところにつきましては、来年度の予算におきまして十分検討いたしたい、かように考えます。

○村尾重雄君 これは私の記憶の間違ひが知れませんが、例えば、坑内で一つの基準、技能者養成審議会においてこういう職場は危険であるから認可制である、そうでないのは坑内は届け出で技能養成の者まで下げることができるのですか、坑内はできないのですか。

○國務大臣(吉武憲市君) 実は文字がこうなつておるので、そうおとりになることも無理からんと思ひますが、実は立案の趣旨としては、抽象的に「命令で定める危険又は衛生上有害な業務」としてありますけれども、坑内作業はすべてこれを危険業務としておりますから、つまり坑内作業については認可を要するぞと書いたと同じことです。

○村尾重雄君 そう解釈していいわけですね。

○政府委員(亀井光君) ええ。

○村尾重雄君 そこで、この七十三条においての違反に対する処置であります。これに對して「三箇月以内の期間を限つて中止すべきことを命じ」ということになつておりますが、例えば、その違反に対する行政処罰ですね、それは単に三箇月の期間に中止命令を出すという暫定的な処分ではなくして三箇月中止を命じて改善さすというのですか、三箇月の中止ということだけでそれが一つの処分になつたわけですか、どうですか。

○政府委員(亀井光君) この中止命令を出すのは、法文が多少その点おわかりにくいと思ひますが、中止命令を出します場合は届け出の場合に限るのであります。認可をいたしましたものにつきましては、まあその認

○村尾重雄君 これは私の記憶の間違ひが知れませんが、例えば、坑内で一つの基準、技能者養成審議会においてこういう職場は危険であるから認可制である、そうでないのは坑内は届け出で技能養成の者まで下げることができるのですか、坑内はできないのですか。

○國務大臣(吉武憲市君) 実は文字がこうなつておるので、そうおとりになることも無理からんと思ひますが、実は立案の趣旨としては、抽象的に「命令で定める危険又は衛生上有害な業務」としてありますけれども、坑内作業はすべてこれを危険業務としておりますから、つまり坑内作業については認可を要するぞと書いたと同じことです。

○村尾重雄君 そう解釈していいわけですね。

○政府委員(亀井光君) ええ。

○村尾重雄君 そこで、この七十三条においての違反に対する処置であります。これに對して「三箇月以内の期間を限つて中止すべきことを命じ」ということになつておりますが、例えば、その違反に対する行政処罰ですね、それは単に三箇月の期間に中止命令を出すという暫定的な処分ではなくして三箇月中止を命じて改善さすというのですか、三箇月の中止ということだけでそれが一つの処分になつたわけですか、どうですか。

○政府委員(亀井光君) この中止命令を出すのは、法文が多少その点おわかりにくいと思ひますが、中止命令を出します場合は届け出の場合に限るのであります。認可をいたしましたものにつきましては、まあその認

可の取消が行われるわけでございます。従いまして、坑内労働につきましても、結局認可取消しという処分が残るだけでございます。この中止命令は先ほど申し上げましたように、危険又は衛生上有害でない業務につきましても、できるだけ直して是正させ、そして技能養成の正鵠を期して行きたい、こういう趣旨でこういう取扱をいたしたわけでありまして。

○村尾重雄君 これは私が坑内作業のみに余り先走つておつた考え方から私の質疑は少し間違つたと思ひますが、ではこれは一般技能養成に対しての行政処分として三ヶ月間の中止命令を命じて、その間に改善させ、こうとつていいわけですね。

○政府委員(亀井光君) 届け出のものだけに限定されるわけでありまして。届け出のものは先ほど申し上げましたように、危険又は衛生上有害でないものだけでございまして、直ぐに改善し得るような性格のものでございまして。従つて、改善をさせてやつて行く、それに応じない場合に初めて中止命令を出して、なおそこで改善させて行く、こういう趣旨であると考へております。

○村尾重雄君 今の三ヶ月以内の期間を限つて中止すべきことを命じとある。そのことだけでその後の処分はないわけですか。

○國務大臣(吉武憲市君) お尋ねの点はこういう点だと思ふのですが、坑内労働についていろいろ条件を附するわけですね。その条件について違反した場合はそれはいかんから許せないというところで中止若しくは認可を取り消すのですが、その違反の中に、お尋ね

のは恐らく実質的な違反と申しますか、実質的、形式的とは言えないにしても、例えば法律の他の条項において禁止しているような問題がございまして、ただ坑内だけにやなくて基本的な……、そういうものに触ればそれは勿論その法律の条項に違反ですから。併しこのほかの条項には触れないで、いろいろ条件を附けておるもの、それ自身はそれはもうそういう条項に犯わなければあつた許さないといいことになるのだらうと思ひます。

○村尾重雄君 私は坑内作業だけでなく、技能者養成を名目として、今後その技能者養成に行政官庁が違反的な行為があるというところで、いわゆる前のような徒弟教育の一番弊害のあるような面が非常に多いということ、一旦届出された場合、それを摘発して、それにまあ行政処分を加える場合、三ヶ月間に改善するための処分を行なつて、それ以上の処分はないわけだと、こう受取つていいわけですね。

○政府委員(亀井光君) これは認可を中止いたしましたして、なお且つ是正改善せまないとすれば、更に中止命令を出さずして、場合によりましてはその中止命令を聞かずに技能者養成をやつておられますと、一般の基準法自体の問題になりまして、年少労働者の保護の問題から、各条項に従ひまして監督の措置が講ぜられるという段取になつております。そうしてそれによつて罰則が加えられます。

○村尾重雄君 罰則は別個として、この条文だけを見ますと、三ヶ月以内の期間を限つて中止すべきことを命じと

あれば、そのことでお違反が重なつた場合に、三ヶ月以内に改善されなかつた場合に、なお又三ヶ月以内の期間を限つて中止せしめるというこのことを対象とするだけでは何かの処分は受けなくても済むわけですね。

○政府委員(亀井光君) 先ほど申し上げましたように、三ヶ月以内にまだ直りませんければ、もう一度中止命令を出すこともできます。

○村尾重雄君 三ヶ月以内の。○政府委員(亀井光君) はあ。その処置もできます。それで本人が中止命令を聞かずに技能者養成を続けていますと、今度は基準法上の各法文上の違反になります。従つてその関係から違反の問題が生じて来るわけですね。

○村尾重雄君 どうも私の法律はびんと来ないのですが、三ヶ月期間の中止すべきことを命じて、期間を限つてなお改めない業者に対してこの基準法の基本的な罰則は、これはもう当然だと思ふのですけれども、技能者養成に基いての違反に対してこれ以上の罰則はないのじやないですか、これだけの罰則じやないのですか、これは私の頭が悪いのかもわからないが……。

○政府委員(亀井光君) 法律で今度の改正の百九十九条にございまして、これにまあ該当いたしまして、四号にございまして、読み替へしてあります。「第七十一条第一項の規定により届出をし又は認可を受けた」これの違反した場合、当然罰則の適用はあるわけでございます。

○委員(中村正雄君) 七十条から七十三条につきまして、これに関連する御質問ありませんか……なければならぬと基準局長へ尋ねますが、さつき村

尾君の質問に對しましての答弁のうちで、大体現在技能養成の職種といひますか、百二十あるうち、今度いふゆる原則として、危険有害な職種は原則として認可制にするというのが法の趣意になつております。ところが實際届出になる職種と認可制になる職種を今御説明になつたわけですが、届出になるのは百二十のうち十五、あとは認可、そうしますと、法文の精神は原則が届出で、例外が認可になつてゐるが、實際面においては今までの通り認可が原則で、例外は僅か一割くらいしかないという事になれば、そうなればこの条文をどう直した根拠がどこにあるか。

○政府委員(亀井光君) この問題につきましては、技能者養成審議会でもいろいろ議論がございまして、今すぐ指定を認可から届出に指定をするとして、十七職種は問題ない。従ひまして、今度は残り残りました職種について合同審査の結果、技能者養成審議会において科学的な検討の結果、逐次差支えのないものは種々やして行くという一応の結論が出ております。従ひまして、それがどの程度振がつかつて参りますか、今私申し上げることはできませんが、今私申し上げることはできません。行こうという意思は持つております。

○委員(中村正雄君) 私は種々やして行くことに賛成じやない。反対のほうですが、もと／＼この法律を作るときに技能者養成審議会に何ら諮らずに労働省が勝手に作つたから辻褄の合わないことになつたのと違ひますか。

○政府委員(亀井光君) これは技能者養成審議会でも十分検討するところからこういう形になつておりますので、その検討の結果が、現段階におきまし

ては十七職種、併しこれは先ほど申し上げましたように、労働基準その他から、特殊の危険のない、有害でなくて届出して差支えないものにつきましても、届出にするという趣旨でおります。

○委員(中村正雄君) もう一つ、七十三条、村尾君が質問しましたが、中止、認可の取消しの行政処分の差異はどこにあるのですか。

○政府委員(亀井光君) 中止は先ほど申し上げましたように、できるだけの期間に是正をさせて行く、それはその業種は危険、又は有害でない業種でございまして、そういうことも実行可能ではないかということ。認可の取消でございまして、技能者養成はできない。片一方は一定の日にちを限りまして、その日にちを限つた期間が経過いたしましたものと、自動的に技能者養成が再びできるというところが、行政処分が違ひます。

○委員(中村正雄君) 七十三条を見ますと、中止という行政処分は届出に對する処分であり、認可の取消しという処分は認可に對する処分だといふ見られるわけなんですね。従つて又労働大臣ちよつと恐らく間違つて答弁されたと思ひますが、認可のものについては中止という処分はできないものと解釈していいわけですか。

○政府委員(亀井光君) 法律解釈はその通りでございます。

○委員(中村正雄君) 實際の取扱いはどうですか。

○政府委員(亀井光君) 實際の取扱もその通りです。

○委員(中村正雄君) そうしますと、先ほど村尾君が御質問になりました

た届出の分なんですが、一応命令に違反した場合に、三カ月以内の期間を限つて中止する、そうして三カ月たつても依然として直らない場合には幾らでも、五回でも十回でも中止処分がでる、こういうような御答弁と解釈していいですか。

○政府委員(亀井光君) その通りでございます。

○委員長(中村正雄君) そうしますと、先ほど村尾君の質問に対して御答弁あつたうちで、三カ月の中止命令を出した。ところがその違反は直らずになお技能者養成を続けるという場合は、この中止処分という行政処分以外に労働基準法に基く罰則があるところおつしやいしましたが、私のお聞きしようと思ふのは、三カ月を限つて中止処分をやつた。現実には技能者養成は中止している。三カ月たつても全然やらない。又やると中止をする。ところが技能者養成をやらずに、ずっと命令違反の設備なりその他を改善しない場合はどうなんですか。これは届けてあるから、今度この企業者に対しては技能者養成はできないという処分はできないわけですか。その点はどうか。

○政府委員(亀井光君) それは先ほど申し上げましたように、結局中止命令に従わないで技能者養成を引続きやつておきますものについては基準法上の監督の措置で是正する、罰則あたりでやる。本人がいままでたつても技能者養成をやらないという事になれば、そうして而も年少者を使用していないという事になれば、これはまあ基準法外の問題になつて参ります。使つておれば、そこに基準法の違反という実体的な問題になつて来るわけですね。

○委員長(中村正雄君) 年少者を使う使わぬだけが制限じゃないかと思ひますが、私が次に質問しようと思ふのは、いわゆる技能者の身分の問題ですね。中止の場合が技能者に及ぼす身分と、認可の場合の取消しが技能者に及ぼす身分とはどうなるのですか。言い換えますと、いずれも技能者養成が停止されるわけなんです。取消しであるうと中止であるうと……取消しされたときに、その技能者養成はできない、そうすると技能者養成契約の当事者であります労働者の身分はどうなるのですか。

○政府委員(亀井光君) それは契約上におきましては、そのものの使用いたしまする労働者には実体は変わりはないのでございませう。法上で技能者養成であるがために、保護規定と申しまするが、緩和をいたしておきますのは、年少労働者につきましてのいろいろの労働条件でございまして、従ひまして青年労働者につきましては、一般の労働者となりません。これは一般の労働法の適用という事で処理されましてよろし、又年少労働者につきましては、先ほど申し上げましたように、これもその保護がなくなるわけではございませう。一般監督上の問題として取扱うという事であります。

○委員長(中村正雄君) 私のお聞きしておるのは保護問題じゃないかと思ひますが、養成する場合には、労働者と技能者養成をやる使用者との間におきまして、契約があるわけですね。期間を限つての契約が……、そしてその間におきましては技能者養成という特殊の状態における保護規定もありませんが、賃金その他におきまして、これは安い賃金の契約になつておるわけなんです。従つて一カ年なら一カ年という技能者養成に基いて、そうして技能者養成の内容に入つて行く。技能者養成の債権債務があるわけですね。そのときに認可が取消しになれば、その労働者のいわゆる債権は消滅するものかどうか、中止の場合はどうか、その点をお聞きしておるわけですね。

○政府委員(亀井光君) 認可取消しの場合は、明らかにその行政処分によりまして、労働者と使用者の間に結ばれた技能者養成契約というものは破棄されます。無効になります。従ひまして使用者が一般の労働契約に基きましてこれを使用するか、或いはこの技能者養成をやめることによつて、本人をその工場の使用からはずしてしまふ、どちらかの問題だと思ひます。それから中止の場合におきましては、一応中止命令が出ますと、技能者養成ができないわけではあります。従ひましてその期間技能者養成契約というものは効力が停止されるわけでありませう。従つてその間において本人がその労働者を使用しようと思へば、別個な労働契約を結ばなければならぬという問題になると思ひます。

○委員長(中村正雄君) 私が聞きするのには、従つて今言つたように、三カ月の中止を命ぜられたら、その間技能者養成を続けておられることになれば、監督上の処分がございませうが、中止を命ぜられたからというので、内容も改善せず、そのまま放置した場合に、そのときの労働者の身分その他はどうなるか。言い換えれば、契約は停止されておつても、債務は残つておるわけなんです。反対に又労働者には技能者養成を受ける債権もあるわけですね。それが中止によつて停止されておるわけですが、その間使用者が直せばよろしいけれども、直さない場合には、その労働者の保護はどこに求めるわけですか。

○政府委員(亀井光君) これは結局監督官庁をいたしましては、できるだけその違反を是正しまして、早く再開をするというところにあるうと思ひます。この問題はこの問題として、当然監督官庁でやらなければならぬと思ひます。それであつた問題で、これは当事者間の契約でございませうので、本人が中止命令を受けましたために、技能者養成が三カ月なら三カ月のできないという事でその職場を離れる、これは本人の自由意思であります。或いは使用者が引続きその者の能力を認めまして使つたうということならば、これは別個の労働契約を結ぶという状態になるかと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 私の一番感心するのは、年少者の場合なんですね。ほかに転向できない場合、その場合に、当然成年者であれば、技能者養成をやつておる企業でありますから、当然一般の仕事がやれるわけですね。従つて技能者養成が中止を食つたり、或いは取消を食へば、技術養成をやめて他の職種に転換できる。ところが年少者であればできない場合があるわけなんです。ところがそうすれば、中止せられたことによつて年少者は行くところがない。而も監督によつて何とかするところおつしやいませうが、その監督を、いわゆる指導と言ひますか、指示を受け入れない場合においても、技能者養成をやつておれば、これは処罰がありますけれども、

養成を受ける債権もあるわけですね。それが中止によつて停止されておるわけですが、その間使用者が直せばよろしいけれども、直さない場合には、その労働者の保護はどこに求めるわけですか。

○政府委員(亀井光君) これは結局監督官庁をいたしましては、できるだけその違反を是正しまして、早く再開をするというところにあるうと思ひます。この問題はこの問題として、当然監督官庁でやらなければならぬと思ひます。それであつた問題で、これは当事者間の契約でございませうので、本人が中止命令を受けましたために、技能者養成が三カ月なら三カ月のできないという事でその職場を離れる、これは本人の自由意思であります。或いは使用者が引続きその者の能力を認めまして使つたうということならば、これは別個の労働契約を結ぶという状態になるかと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 私の一番感心するのは、年少者の場合なんですね。ほかに転向できない場合、その場合に、当然成年者であれば、技能者養成をやつておる企業でありますから、当然一般の仕事がやれるわけですね。従つて技能者養成が中止を食つたり、或いは取消を食へば、技術養成をやめて他の職種に転換できる。ところが年少者であればできない場合があるわけなんです。ところがそうすれば、中止せられたことによつて年少者は行くところがない。而も監督によつて何とかするところおつしやいませうが、その監督を、いわゆる指導と言ひますか、指示を受け入れない場合においても、技能者養成をやつておれば、これは処罰がありますけれども、

やらないことは自由意思のわけなのですから、このときの労働者の保護をどうするか。もう一つ根本的に申しますと、この中止をされる事態を生じたのも、認可を取消されるような事態を生じたのも、すべて使用者のほうの責任ですね、大体におきまして。使用者の責任において技能者養成が一時停止になり、或いはその債権が停止になるという場合、この損害を予えた場合、これは民法上の損害賠償があると思ひます。民法上の損害賠償はなくても、少くともこの基準法に保護規定を設けて、こういう特殊規定を設けている上においては、労働者としては、何らかのこの労働者の保護についての規定を設ける必要があると思ひます。その保護の規定をどこに求めておるか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(亀井光君) この中止の対象となりまする業種は、先ほど御説明申し上げましたように目下のところは危険又は衛生上有害でない業種であります。これは年少労働者も働ける職場でございませう。従つて職場転換という問題も、年少労働者についても現在のところでは考えられるのじやないかと思つております。抜本的な保護の問題はどうかという話でございませうが、これは現在法の認可制度につきましても、同じような問題が起るうかと存じます。これは一般の民法の原則に実は従つておるような状況でございまして、従つて今度の改正におきまして、その問題には特に触れなかつたような次第でございませう。

○委員長(中村正雄君) 私の考えますのは、大企業であれば問題はないので

す。こういう徒弟制度を何とか救わなければならぬというのが技能養成に関する保護規定を設けた根本理由なわけなのです。従つて中小企業者に対しては、こういう場合においては、いわゆる労働者と使用者というものは、大企業のようにうまく行かないのです。

従つて違反も相当あると思ひます。そういうときにおきまして、危険、有咎であれば取消すということになれば別ですが、その中止のときは、非常に基準法違反というようなことまで行なつて、この技能者養成を続けるといふよりも、基準法を違反してまでも、別な職種に転換させるような懸念があるわけなんです。そういう面を非常に懸念するのと、それから前の認可の取消というものは、現行法ではありますけれども、私の御質問しているのは、現行法の場合でも同じだ、こういう御答弁であります。現行法の場合でもそれは同じだといつて、このままで放置していいという議論にならないと思ひます。少くとも労働基準法はこういう規定を設けました趣旨は、やはりこういう労働者を保護しようという趣旨であれば、一般民法の原則に任しておけと言つても、大企業であれば、労働組合等におきまして、それら損害賠償その他の成規の手続をやるでしょう。ところが問題になりますのは、中小企業なんです。中小企業の使用主がこういう問題を起して、一人、二人の技能者が全然職種につけないというときに、使用者の債務不履行を理由に、損害賠償の請求をやるだけの能力があるかないか、これは実際問題としてはつきりとしているわけですから、従つて少くとも基準監督の面

から行きまして、一般民法上の保護にそのまま放置せずに、やはり基準法の建前から、労働行政の建前から、何らかの保護規定が必要ではないかということをお尋ねするので、これに対して労働大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(吉武憲市君) さつきの御議論を聞いております。先づ第一が届出と認可という点についての差を一応指摘されております。これは先ほど局長から話しましたように、軽微なものばかり一応許可。ただ併し放つておいてや困るから届出をさせて、監督の眼を光らして、そうして若し違反があれば中止をし、或いは改善をして行く、こういう行き方、従つて一応期間を限つて行けるけれども、続けば幾らでも続け行けるという行き方。それから認可のほうは、これは一般的には禁止されております。いけないから禁止されておる。それを認可という行為によつて有効にするという行き方とつております。

認可としておりますので、内容的違反については同じ罰則であります。それから第三の問題は、委員長から御指摘になりましたように、然らば中止した場合にどうなるかという問題であります。中止した後のこの養成工の保護をどうするかという問題であります。これは届出でありまして、認可でありまして、そういう違反事項については続けさせることができませんから、改善するまでは認可について認可を取消す。中止のものについては、中止中という事項になつております。でそれについてなおそれを改善しなかつたらどうするかという場合ですが、これは養成をしなければならぬという義務を命ずるといふことであれば、違反事項について罰則で臨むことができませんが、技能者の養成は、本人の申請というのを待つて許可が許さないといいこととありますから、それに従わずして、以後やりたければ許可していいからやらぬといふものにつきます。これは罰則で強制することではできません。従つて監督行政の指導として、これはこういうふうな改善を早くやらせ、それから養成工は放つて置いてや困るじやないかといふことで、御指摘のように監督上それを督促するの義務は監督官庁にあると思ひます。そこでそう督促したとしても強制するわけに行きませんから、やらぬといふことになりまして、それは中止でありまして、認可でありまして、そういう事業は行えない。仮にそういう事業をやつた場合に、その事業が他の命令で禁止されたといふときの職工或いは養成工一般の原則に帰るわけ

でありまして、放つておいていいことじやございませんが、法律でこれに臨んでやるということとはできないと思ひます。指導監督上保護の方法を講ずるといふ以外に私は存じております。

○委員長(中村正雄君) いや、私のお聞きしておるのは、労働者の保護、いわゆる使用者側の債務不履行による労働者側の損害賠償というところが、中小企業であつては、これは一般の司法の保護では実現することが不可能だという意味ですね。従つてそういう場合における保護規定を労働行政として考える必要があるのではないかと、このことを最後にお聞きしておるわけなんです。

論的には、指導監督の面で保護して行くよりほかに方法がないだろう、こういう考えであります。

○委員長(中村正雄君) もう一点、中止の場合に、基準局長にお尋ねしておきたいのは、三ヶ月間の禁止処分を食うわけなんです。そうするとこの間は技能養成ができない。大企業の場合には別ですけれども、中小企業の場合には別ですと、指摘された違反事項を直ちに直しましても、三ヶ月間はやはり中止されるわけですね。そうして、そうなりますと、その間中小企業にあつては、技能養成の労働者を遊ばして置くわけには行かない。又労働者にしても、遊んでおつては困るということになれば、その三ヶ月の間、技能養成以外のいわゆる職種で一応働かす。而もそれには労働基準法違反の起る場合が一応想定できるわけなんです。而もこれは技能養成契約は、債権は消滅してありませんから、停止中でありまして、三月たつたら、それ以後になれば、やはり働かせるということになります。その間労働者を縛つておくわけには行かない、その間の弊害は監督して是正する以外にはないと思ひますけれども、私の一番腹れまうのはこの点なんです。反対に、今までの認可処分であれば、全部処分が取消になりますから、そこで思ひきつて転職の途、転向の途があるわけなんです。ところが中止であれば、期間が過ぎれば当然違反事項を直せば復帰できる。それが復帰できるできないは別にしても、やはり養成契約の債権債務はそのまま存続しておるわけですから、その間やはり労働基準法に違反するような別箇の労働を強要される危険が非常に多いわけ

です。私は、届出制にすることに對してこれは危険だといふ点は、そこにあるわけなんです。而も實際を見れば、原則として届出制にしたけれども、百二十のうち十七七しかない。例外が百三あるのだといふことになる。一応条文の上ではそういう危険を一つ目を掲げて改正したけれども、實際上は逆効果であれば、こういう改正をする必要がないのじやないか、こういう感じを受けるわけです。これは一応希望でありますから、私の質問はこの程度に打ち切つて七十条、七十三条に對しまして御質疑がなければ……。

○村尾重雄君 今の中村君の話の結論ですが、只今その問題に触れたいと思つていたので、そこで例えば強制処分を受けた、三カ月に限つての中止を受けた。あれは特殊の条件において、技能養成という事で技能習得のためにそれに入つておるわけなんだから、特殊な労働条件だと思ふのです。そこで三カ月なら三カ月中止を食らつた場合に、一応一年なら一年という技能養成期間というものは、三カ月なら三カ月の期間は延ばされるわけになるのです。これについての保護としても、簡単に考えになつていかぬかも知れませんが、やはり技能養成としてその習得のために働いてる養成工にとつては、この三カ月なり六カ月の延長といふことは、これは非常に重要なことだと思ふのです。その間本人と例えば経営者側との間にそれは交渉を行うべきである。三カ月なら三カ月期間を延ばされた場合に、少し何とか考える余地があるのじやないかと思ふのです。こういう点については考慮しなかつたのですか。

○政府委員(亀井光君) 今のお話は御尤もでございますが、その前にできるだけの是正を速かにやらせるといふことによつて、その間のギャップを少くして行こうという結論で、この問題を考えたわけでありませう。

○委員長(中村正雄君) それでは今村尾君が質問しているわけですが、技能養成期間が三年であるという場合に、仮に三月か半年のうちにこんな処分を受けたら、技能者は思ひきつてやめませうが、二年たつたときにこういう処分を受けた。而も中止処分である。三カ月たてば又やれる。そういう場合に、その使用者が全然違反事項の是正をしなかつたといふことになれば、二カ年間修習して、而もあと全然放置されるという結果になるのです。私は詳しい規定は存じませんが、取消であらば、今後やらないわけですから、今までの修習に對しましての認定証が何かの規定があるわけだと思ひます。中止のしつ放しといふことはないだらうと思ひます。この間の矛盾、これをどうするかという問題が第二に起きて来るだらうと思ふのです。

○政府委員(亀井光君) この問題は、行政の措置として、例えば二年間の習得を受けたものにつきましては、二年間の習得を得ました実績は、他の技能養成の職場に転換いたしましても認めるといふことであります。

○委員長(中村正雄君) 他の職場に転換することができればいいですけども、それを使用者に転換する義務を課しておるわけじやない、労働基準局がそれを轉換する義務があるわけじやありませんし、指導監督はするのです。よりが、従つてこういう中止という制

度を入れることによつて、技能養成の契約には非常に暗い面がたくさんできると思ふのです。従つて私は、恐らくこの法律をおこしらへになつたときに、さつとも言ひましたように、技能養成審議会に何ら諮らずに、いわゆる中央労働委員会の審議に基いておこしらへになつたものと矛盾ができておると思ふので、もう一度僕はお考え願ひたいと思ふ。何かほかにありませんか。

○國務大臣(吉武憲市君) ただこの技能者養成についてのこういう感じになりましたことは、この以前は徒弟制度といふものが相當あつて、徒弟と稱して酷使するくらいが相當あつたと思ひます。従つて元の工場法時代には、徒弟に對してそういう監督の考え方が相當濃厚です。ところが戦後徒弟といふ文字も勿論使われないで、技能養成という文字を使つておりますが、特に日本の戦後においての技能養成というものは相當発達しておるのです。工場におきまして、それで以前のように安く酷使するといふ意味の技能養成よりも、むしろ自分のところで育てまして、そこに置きたいといふことで、相當に力を入れておる。むしろこれについては政府が助成までしてやらしたかどうか。これは相當國際的にも驚いて、最近アメリカからもそれからILOからも、日本の技能養成のやり方というものは非常にいいといふので、勉強に來ておる状況もあるのです。従つてそういうところから認可とか何とか、余り監督的な感じよりも、届出のように乗にして、積極的に奨励とまでは行つていないけれども、やらしてやろうという氣持があつて、こういうふうな

傾向になつておるわけで、そうかといつてたくさんさんの工場のことですから、技能養成という名目に隠れて、以前のよくな徒弟的なものもあり得るから、その点は十分監督をしなければいけない。従つてまあこれは届出、認可は別といたしまして、これを許すにつきましては、私はまだ相當条件のいいものについてということでないと思ふ。もう明らかになつておるもので、従つて届出にすることがよしか思ひます。従つて、十分一つ御審議を頂いて、尊重いたすつもりでございます。

○委員長(中村正雄君) ほかにありませんか。

○小林政夫君 この条文以外です。一つ私は新しいから、重複する質問があつたら御注意を願ひたいと思ひます。十八条によつて貯蓄を受け入れる利率ですね。「金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して命令で定める利率による」と、これはどういふふうにお考えになつておりますか、現在の情勢。

○國務大臣(吉武憲市君) これは大蔵省とも相談いたしました。きめなければならぬ性質のものでございまして、今我々の考へておりますところは、一般の市中銀行の利率というものを考へておるわけでございますが、その最低をとるか最高をとるか、或いは中間をとるかという問題があるわけでございます。併しこれは運用まで認められおるわけでございますから、一般の市中銀行の利率の上でも最高でいいんじやないか。それが現在の一般の關係を見ますと、大体六分でございます。それから銀行の貸付利率は大体九分と

いうふうな關係もございまして、それから又各会社の実態を見ますと、七分八厘、或いは高いところは一割二分まで出しておるところもございまして、従ひまして六分程度のところがいいんじやないだらうか、これは実は大蔵省との折衝が進んでおりません。大体のところは……。

○小林政夫君 私は本来大蔵委員でありまして、非常にその点は關心を持つわけでありませうが、万一の場合は、あなたの方でおきめになつた利率を強制的に事業主は負わされる。そうすると六分といふことが果して適當であるかどうかといふことは相當慎重に考慮されなければならぬと思ひます。一応この法律審議の過程において至急にお打合せになる、現在の金融情勢においてどうやるかといふことをお示し願ひたい。それから……いいますか。

○委員長(中村正雄君) どうぞ。

○小林政夫君 三十九条の年次休暇の場合の手当ですね。平均賃金又は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金、或いは労働協約によつて健康保険の標準賃金によるということになつております。前の平均賃金、通常の賃金といふものは協約によらずして支払われる。ところが實際に労働組合と折衝する場合において、平均賃金が非常に労働者にとつて有利な場合においてはこれを強く主張し、又所定労働通常の賃金といふものが平均賃金よりも上の場合、そういうときにはこれを是非やつてくれと言つて、この書き方で行くと、そういう労働組合と協定をせずして使用者が一方的にやれるような規定なんですね。にもかかわらず、

実際の運用をやつて見ると、かなりこれが紛争というか、協議の対象になる。この点についてはどういふふうなお考えでありますか。

○政府委員(亀井光君) この問題は、現在平均賃金でございます。所定労働時間に労働した場合に支払われる賃金との比率を各事業所の従来の実績に基づきまして広く調査をいたしたのであります。そういたしますと、平均賃金が上廻つておるものが大部分でございます。なお一部所定労働時間のほうが高い場合も、これは全部の平均ではございせん。抜き検査でございまして、それを以て全体を律するわけには参りませんが、平均賃金は、御承知のように割増賃金が入つて参ります。そういう関係上比較的高いのでございまして、ところが割増、仕事の関係で時間外勤務が少いというふうな個人の問題につきましては、或いは所定労働時間の計算でやる場合には高い場合もございまして、押しなべて現行法の平均賃金よりも労働者が不利になることは無い。従つて就業規則でこれを定めるといふことによつて差支えないものという審議会の結論を得たわけであります。

○小林政夫君 そういふことは、あなたは大体の傾向として平均賃金等が通常の賃金よりも高いとおつしやいますか、例えば昨年の電力増水によつて相当工場は操縦を余儀なくされ、労働者を大割の賃金を払つて休ましていたというふうな場合には、平均賃金はうんと下る。而もそういうときに年次休暇を要求する。勿論事業主としてはとつてもらつたほうがいいのですが、まあ併しそういう或る特定の操縦をし、休

業した期間が入つた場合においては、この通常賃金のほうが平均賃金よりも上廻るのですが、そのときに問題が起るんです。併しそれはどうあろうとも、使用者の定めるところによつて強行してよろしい、こういうことですね。

○政府委員(亀井光君) これはその都度の問題として解決するんじゃないやございせんので、就業規則その他であらかじめ決めておく問題でございまして、その点は十分それでできると考えております。それからなお統計的に申上げますと、我々の調査では、残業三時間以上で大体平均賃金と通常支払いの賃金と同額というふうな実態でござい

○委員長(中村正雄君) 堀木さん、御質問何か。

○堀木三三君 それじや一つ二つだけ、今委員長から確めておいた七十一條の問題なんです、これはまあ何らかの基準というものが明らかでない困る。こういうことで、どういふふうなお考えであるのらうというのを、及び国際的にはどういふふうになつてゐるかというのを、この前は御質問してこへ頂戴してゐるわけだと思つたのですが、大体こへ頂戴してゐる坑内における年少者の技能者養成の総合基準について、こういうものについて、はですね。何らか命令が何かで定められるお積りでありますし、どうきしたいと思つてゐます。

○政府委員(亀井光君) 労働基準につきましては、つまり技能者養成規程におきまして細かく規定をすることになつております。

○堀木三三君 それからもう一つ、この労働基準法の審議に當つた堀君だつたかと思つたが、進駐軍の労働者について御質問があつた。で労働大臣から、これは労働三法によるものであると、はつきり御答弁があつた。基準局のほうで、進駐軍労働者について、労働基準法に從つてすべての届出の義務及び一切の報告を聴取する義務とか、すべて実行しておられるらうか、この点について伺います。

○政府委員(亀井光君) お話は、直用の、進駐軍の家族、家庭或いはその他に直用で雇われる労働者ではないかと思つて、この点については、家庭使用人は法律の適用を受けませんが、ホテル、P.X.等につきましては、法上のすべての手続をたししております。

○堀木三三君 就業規則なんか必らず届が出ておるわけですか。

○政府委員(亀井光君) 就業規則に関するしまして、実は私のほうで指導してくれというお話がございまして、内容を指導したこともございまして、具体的に横濱なら横濱の監督所に注意してあります。今承知しておりますが調べて……。

○堀木三三君 僕はこの点で特に御注意申上げたと思つたことは、今度この進駐軍労働者について、いろいろな問題が論議されるわけですね。今労働大臣の言われるように、労働基準法に基づいてすべてのものが行われておれば、どういふ問題のときでも、その問題が起るはずがない、こう私は考える。まあ家庭使用人は別にいたしまして、そういう必要なことを考えると、今の基準局のほうで、その点が何と言ふか、独立後の折角そういう新しい時代に

移つたときの行政が、ほんとうにそこまで行つておるのかどうかという心配をするのですよ。まああなた自身が余りよく御承知にならない状態なんですから、実際問題としては、そういう点についてもう少し、何と言ふか、監督的なことをはつきりしておく必要が、独立国となつた以上はある。それでない、どうも大臣が三法が常に適用があるのだとおつしやつても、そういう裏づけが非常に私、はつきりしない感じがするのではないか、こういうふうにご考慮願ひます。それからもう一つは、今直用の場合について言われましたが、調達庁が提供するものについて、これは国自身が結局一応雇用主になつてやつておるのです。併しその関係については、国が雇用しようとして、純然たる労働者については、公務員の身分を持つていないものについてはあるわけだと思ふ。そういうものについても、同じようにこういう労働基準法の適用なり、その他があるわけでありまして、そういう点はどうかしてあります。

○政府委員(亀井光君) 勿論基準法の適用がございまして。

○堀木三三君 そうすると、その点で僕はちよつと不思議に思ふことは、まあ労働者の希望でやられておることだから余りやかましく言えないのだが、職業安定の関係から見るとどうなんですか、間接雇用だとか労働提供、供給事業になつてしまふのだな。そういう点をどういふふうにご考慮されてゐるのらうか。僕の言ふことはわかりませんが、御質問したところは……。それじや基準局長からお答え願ひます。

○政府委員(亀井光君) 私所管外でございまして、どうも私から御答弁申上げかねます。

○堀木三三君 基準局長は所管外で、労働大臣に聞いても困るかな。それじやこの問題は法制的に見ると相当疑問があるように思ふが、労働者の希望もあつて、便宜されてゐることだと、こう考えますので、取り立てて特別に御質問しないことにします。

○委員長(中村正雄君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(中村正雄君) 速記を始め

○村尾重雄君 私は最初の問題に少し戻るようですが、私年少者の坑内作業、特に金属鉱山ですね。年少者の就労について、これは労働大臣が非常に懸念が深いという話ですが、肺病との関係ですね。私は単にこの肺病対策を伺おうと思つていないのです。これは又別個の機会、肺病対策というものは、やはり労働委員会としては相当真剣に考えなければならぬ問題だと思つておる。ところが青年のこの十六才に年齢を下げられたという点について、やはり十六才、二才下げられたというところは、例えば若い人たちの肺病関係の罹病の率というものが、金山から受ける率というものは相当率が高いのではないかと思ふのですが、この肺病というふうなことを、青年を坑内に入れるに於いて相当お考えになつたかどうか。それから肺病に對して、年齢を引下げられておることについて、労働大臣としての肺病に對する御意見があれば一つこの際伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(吉武憲市君) 御尤もであ

りまして、硅肺につきましては、私のほうでも全般的にこれは勿論考えておかねばならない。それから研究をいたしましては相当進んで参りました、予防の方法も見通しがつかないわけでもございません。従つて今後これをどういうふうに実現して行こうかというのを考えております。この病氣は恐ろしい病氣でありまして、知らず知らずのうちににかかつてしまうものでありますから、従つてこの技能養成につきましても、私は非常に慎重です。従つて今のところでは、恐らく相當の予防措置を講ずる見込が立たなければ、私は入れるつもりはまだございません。従つてそのほうはそう御心配ございませぬが、他の面につきましても、相當私はこれを施行する上においては嚴重な態度を以て臨み、いやしくも名目的にこれだけで作業をやらせるという趣旨のことでございしたら、私は許さないのでございます。

○村尾重雄君 只今の御意見ですが、この技能養成を目的としてのこの坑内に少年の就労を認める場合に、これはやはり時間的に時間を制限し、例えば場所的な点等について相當考慮を払うべきと思うのですが、どうですか。

○政府委員(亀井光君) 鉱山における技能者養成の効果という資料の二番目に、技能者養成実施に當つて考慮すべき点という問題がございしますが、これはあの労働医学心理学研究所で調査しました結果でございします。この中でも遊離硅酸を多量に含む作業場においては行わない。技能養成を行わせないといい条件もございまして、当然我々としてはそういう措置をとりたいと考えております。

○村尾重雄君 その金屬鉱山における硅肺病と同じように、炭山においてやはりこれと似寄つたような職業病というものはあるのですか、ないのですか、それを伺いたい。

○国務大臣(吉武憲市君) 硅肺は主として金屬山で、炭鉱には殆んどございせんが、若干まあ出てゐる……。

○村尾重雄君 これに似寄つたものは……。

○国務大臣(吉武憲市君) これに似寄つたものは、職業病としてはないと思ひます。

○委員長(中村正雄君) 本日はこの程度にいたしまして、明日午前十時から地方公営企業労働関係法を議題といたしまして審議に入ります。

これにて散会いたします。

午後三時二十九分散会